

岩手県選挙管理委員会告示第68号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する市町村の選挙管理委員会の指定する個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設の名称について、次のとおり変更があった。

平成27年8月28日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

市町村名	施設の名称	
	変更前	変更後
一関市	一関農村センター 一関自然休養村管理センター 一関文化伝承館 一関学習交流館 大東開発センター 大東農村環境改善センター 大東渋民集会センター 大東曾慶地区センター 大東コミュニティセンター 奥玉ふるさとセンター 磐清水文化センター 室根ふるさとセンター 東山地域交流センター	一関市一関市民センター滝沢分館 一関市巖美市民センター 一関市舞川市民センター 一関市山目市民センター赤荻分館 一関市興田市民センター 一関市猿沢市民センター 一関市渋民市民センター 一関市曾慶市民センター 一関市摺沢市民センター 一関市奥玉市民センター 一関市磐清水市民センター 一関市室根市民センター 一関市東山市民センター
住田町	下有住児童館	下有住地区公民館